

一般社団法人日本家族性腫瘍学会

家族性腫瘍専門医制度規則

第1章 総則

(目的)

第1条 一般社団法人日本家族性腫瘍学会（以下、日本家族性腫瘍学会という）は、腫瘍学と遺伝学に精通し、家族性腫瘍に関する適切な医療を推進できる優秀な人材の養成、家族性腫瘍に関する知識の普及と医療活動の向上、以って国民の福祉への貢献を目的に、家族性腫瘍専門医制度（以下、専門医制度という）を設ける。家族性腫瘍専門医、指導医、および研修施設を審議し、認定するため、本規則を制定する。

(制度)

第2条 日本家族性腫瘍学会では前条の目的を達成するために専門医制度を設ける。

(制度の運用)

第3条 日本家族性腫瘍学会では専門医制度の運用のために家族性腫瘍専門医・家族性腫瘍コーディネーター・家族性腫瘍カウンセラー（FCC）制度委員会（以下、制度委員会という）および家族性腫瘍専門医・FCC制度事務局を置く。

第2章 家族性腫瘍専門医

(定義)

第4条 家族性腫瘍に関する高度な知識や技量、経験を、腫瘍学および遺伝学の両面から有する医師を対象として、「家族性腫瘍専門医」（以下、専門医という）の資格を付与する。

(専門医の申請資格)

第5条 専門医として認定を受けようとする者は、次の各号に掲げるすべてに該当し、かつ定められた期間内に制度委員会の実施する専門医認定試験（以下、認定試験という）に合格しなければならない。

- (1) 継続して3年以上、日本家族性腫瘍学会の会員である者。
- (2) 制度委員会が認定した研修施設において家族性腫瘍についての研修を3年以上行い、

研修施設に所属する指導医の指導を受けながら実務経験を有する者。申請に必要な症例数については別に定める。認定された研修施設に在籍しない医師の研修については別に定める。

- (3) 専門医到達目標に記載されている能力を有する者。専門医到達目標については別に定める。
- (4) 家族性腫瘍に関係した学術活動（論文発表、学会発表等）を行っている者。詳細については別に定める。
- (5) 制度委員会が認める基本領域学会専門医（認定医）である者。制度委員会が認める専門医（認定医）については別に定める。

（認定試験の受験手続）

第6条 認定試験を受けようとする者は次の各号に掲げる書類に所定の受験料を添えて所定の期日までに制度委員会に提出しなければならない。

- (1) 専門医認定申請書
- (2) 履歴書
- (3) 研修記録
- (4) 経験症例要約

（認定試験の実施）

第7条 認定試験は毎年1回実施する。

- (1) 認定試験は筆記および面接で行う。
- (2) 認定試験実施に関する期日などの必要事項は毎年度当初に公示する。

（専門医の認定）

第8条 制度委員会は認定試験に合格し所定の認定料を納入した者を日本家族性腫瘍学会理事会に推薦し、日本家族性腫瘍学会理事長が専門医に認定する。

（専門医の認定証）

第9条 専門医と認定された者は専門医認定証の交付を受けることができる。

（専門医の取消）

第10条 専門医として認定された者が次の各号の一つに該当するとき、制度委員会は認定を取り消すことができる。

- (1) 認定を辞退したとき。

- (2) 第5条各号における文書の記載事項と事実とに重大な相違があり、専門医としての資格に欠けるものと認められるとき。
- (3) 医師の資格を喪失したとき。
- (4) 日本家族性腫瘍学会の学会員でなくなったとき。
- (5) 日本家族性腫瘍学会理事会が専門医としてふさわしくないと認めたとき。

(専門医の資格更新)

第11条 専門医の認定期間は5年とし、5年毎に認定を更新する。

- (1) 資格の更新の条件及び手続きは別に定める。

(専門医の生涯教育)

第12条 専門医は家族性腫瘍の診療に役立つ以下のサービスを利用することができる。

- (1) 家族性腫瘍セミナー（以下、セミナーという）参加申し込みの優先予約。
- (2) 家族性腫瘍の診療に有用なリソース（必要により実費負担を求めることがある）。
 - (i) セミナーテキスト
 - (ii) セミナー講義スライド
 - (iii) 家族性腫瘍に関する資料等
 - (iv) その他、制度委員会の認める生涯教育に有用なリソース

第3章 家族性腫瘍専門医・FCC制度委員会

(専門医制度を運用する機関)

第13条 日本家族性腫瘍学会は本制度の運用のため制度委員会を設置する。

(議事)

第14条 制度委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 認定試験受験者の受験資格の審査に関すること。
- (2) 認定試験の問題作成及び実施に関すること。
- (3) 専門医の登録及び認定証の交付・更新に関すること。
- (4) 研修施設の認定・更新に関すること。
- (5) 指導医の認定・更新に関すること。

(委員)

第 15 条 制度委員会は日本家族性腫瘍学会理事会から推薦された委員で構成する。それぞれの委員の担当する分野および人数に関しては別途定める。

- (1) 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- (2) 委員に欠員が生じたときは、理事会の推薦により補充する。
- (3) 制度委員会に委員長を置く。日本家族性腫瘍学会から推薦された委員（内1名は同学会理事）および制度委員会が必要と認めた委員をもって構成する。それぞれの委員の人数については別に定める。

(会議)

第 16 条 制度委員会会議は全委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

第 4 章 家族性腫瘍研修施設

(研修施設の認定)

第 17 条 制度委員会は施設の長からの申請により、次の各号に掲げる条件を満たした施設を研修施設として認定する。

- (1) 指導医が1名以上いること。
- (2) 到達目標に掲げる能力が取得でき、家族性腫瘍の医療に関する臨床研修が可能であること。
- (3) 家族性腫瘍に関する医療を年間5例以上提供していること。
- (4) 専門外来として家族性腫瘍の医療に関する外来を開設していることが望ましい。

(研修施設の指導責任医)

第 18 条 研修施設は指導医のうち1名を当該研修施設の指導責任医（研修プログラム責任者）として推薦し、制度委員会がこれを任命する。この指導責任医が施設内研修医の受入れ、及び研修終了の証明を行う。

(研修施設の認定更新)

第 19 条 研修施設の認定期間は5年とし、5年毎に認定を更新する。

- (1) 研修施設の認定更新の条件及び手続きは別に定める。

第 5 章 家族性腫瘍指導医

(指導医の認定)

第 20 条 次の各号に掲げる基準をすべて満たす者を指導医として認定する。

- (1) 認定申請時に 5 年以上、専門医として家族性腫瘍の医療に携わっている者。
- (2) 十分な症例数について家族性腫瘍の医療を実践した経験のある者。詳細については別に定める。
- (3) 家族性腫瘍の医療に関係した学術活動（論文発表，学会発表等）を行っている者。詳細については別に定める。
- (4) 医籍登録後 10 年以上の者。

(指導医の認定更新)

第 21 条 指導医の認定期間は 5 年とし、5 年毎に認定を更新する。

- (1) 指導医の認定更新の条件及び手続きは別に定める。

第 6 章 補則

(規則の改正)

第 22 条 この規則は、日本家族性腫瘍学会理事会の議を経て改正することができる。

(その他の基準)

第 23 条 研修内容の基準、経過措置、およびその他の専門医制度運用に必要なことについては、日本家族性腫瘍学会理事会の了承を得て、制度委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、2017 年 4 月 26 日から施行する。

家族性腫瘍専門医制度施行細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本家族性腫瘍学会（以下、日本家族性腫瘍学会という。）家族性腫瘍専門医制度規則（以下「規則」という。）の施行について必要な事項を定める。

(家族性腫瘍専門医・FCC制度委員会の委員)

第2条 規則第13条に定める家族性腫瘍専門医・FCC制度委員会（以下、制度委員会）の委員は、以下の構成とする。

- ・委員長および委員は、日本家族性腫瘍学会理事会が推薦する。
- ・消化器領域、乳腺領域、内分泌領域、婦人科領域、その他の領域から、各々1名以上、計5名以上の委員をおく。

(家族性腫瘍専門医の申請手数料)

第3条 認定等に要する費用は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 専門医認定試験受験料 30,000 円
- (2) 専門医認定手数料 10,000 円 (5年間分)
- (3) 専門医更新料 10,000 円 (5年間分)

* 一旦受領した費用は、返還しない。

(専門医の申請資格：認定された研修施設に在籍する場合)

第4条 認定された研修施設に在籍する申請者は、申請時から遡って過去5年間に、以下の研修をおこなわなければならない。

- (1) 認定された研修施設で、指導医に対面指導を受け、計3年以上の研修を行うこと。
- (2) 家族性腫瘍の臨床に関連した15例以上の症例を担当もしくは陪席すること。
(経験症例概要計15例、うち詳記5例を提出する。)
- (3) 家族性腫瘍に関連する学術集会に計3回以上（日本家族性腫瘍学会学術集会 計2回以上を含む）出席しなくてはならない。学術集会出席に、日本家族性腫瘍学会所属の有無は問わない。
- (4) 家族性腫瘍に関連した論文（総説を含む）を筆頭者として1編以上、誌上発表すること。

(学術集会での家族性腫瘍に関連した筆頭者演題発表は、計2回を誌上発表1編と見な

す。)

(5) 以下の研修会に計3回参加すること。ただし、日本家族性腫瘍学会 家族性腫瘍セミナー参加を1回以上含むこと。

- 日本家族性腫瘍学会 家族性腫瘍セミナー
 - その他、日本家族性腫瘍学会が認めた研修会
- なお、(2)(3)(4)は制度委員会で、内容が適切と判定されなければならない。

(専門医の申請資格：認定された研修施設に在籍しない場合)

第5条 認定された研修施設に在籍していない、あるいは認定された研修施設の在籍期間が計3年未満の申請者は、申請時から遡って過去5年間に、次の各号すべてに該当した場合に規則第5条第2項を適用できるものとする。

- (1) 指導医に対面指導を受け、計3年以上の研修を行うこと。認定された研修施設に在籍していない期間の研修については、研修開始に際し、他施設の指導医に依頼すると共に、事務局に届け出ること。
- (2) 家族性腫瘍の臨床に関連した15例以上の症例を担当もしくは陪席すること。(症例概要15例、うち詳記5例を提出する。原則として、指導医の所属する研修施設において、指導医に対面指導を受けた症例とする。他施設の医師受け入れに関しては、当該施設で対応する。)
- (3) 家族性腫瘍に関連する学術集会に計3回以上(日本家族性腫瘍学会学術集会 計2回以上を含む)出席しなくてはならない。学術集会出席に、日本家族性腫瘍学会所属の有無は問わない。
- (4) 家族性腫瘍に関連した論文(総説を含む)を筆頭者として1編以上、誌上発表すること。

(学術集会での家族性腫瘍に関連した筆頭者演題発表は、計2回を誌上発表1編と見なす)

(5) 日本家族性腫瘍学会の家族性腫瘍セミナーに、計3回以上参加すること。

なお、(2)(3)(4)は制度委員会で、内容が適切と判定されなければならない。

(専門医の申請資格：国外の専門医資格を有する場合・その他)

第6条 国外の家族性腫瘍に関連する専門医資格を有する医師、その他、特別に制度委員会で適格と認めた場合には、申請資格を認めることができる。

(専門医認定試験受験の手続)

第7条 認定試験受験の手続きは、次のとおりとする。

規則第5第5項は、制度委員会が認める基本領域学会専門医（日本内科学会、日本小児科学会、日本皮膚科学会、日本精神神経学会、日本外科学会、日本整形外科学会、日本産科婦人科学会、日本眼科学会、日本耳鼻咽喉科学会、日本泌尿器科学会、日本脳神経外科学会、日本医学放射線学会、日本麻酔学会、日本病理学会、日本臨床検査医学会、日本救急医学会、日本形成外科学会、日本リハビリテーション医学会）、および日本内科学会認定内科医、日本外科学会認定登録医とする。

規則第6条第4項の症例要約は、申請者が担当もしくは陪席した症例の要約15例、およびそのうちの5症例についての詳記とする。

(専門医の更新手続)

第8条 規則第11条に定める専門医の認定更新は、次の各号により行うものとする。5年間に、以下の研修実績を取得すること。

(1) 家族性腫瘍に関連する医療の実践15例（要約15例、およびそのうちの詳記3例）を提出。

(2) 家族性腫瘍に関連する学術集会への参加計3回以上。（日本家族性腫瘍学会学術集会計2回以上を含む）

(3) 家族性腫瘍に関連した論文を1編以上、誌上発表すること。（論文は総説を含み、筆頭者のみでなく共著者も可とする。学術集会での家族性腫瘍に関連した演題発表は、計2回を誌上発表1編と見なす。）

(4) 日本家族性腫瘍学会 家族性腫瘍セミナーに参加、計1回以上。

なお、(1)(2)(3)は制度委員会で、内容が適切と判定されなければならない。

付記

I 特定の理由（国内外の研究留学（伴侶の留学の場合も含む）、病気療養、妊娠、出産、育児、介護、災害被災、事故、管理職就任、公的機関への出向など）のために専門医の更新ができない場合、更新猶予を申請する。制度委員会で、内容が適切と判定された場合、2年間以下の猶予期間を与える。

II 上記I以外の何らかの事情のため更新基準を満たせず、専門医資格の更新ができなかった場合には、制度委員会に理由書を提出し、審査を申請する。審査において正当な理由があると認められた場合は、失効後1年以内に更新基準をすべて満たすことで専門医資格を復活することができる。

（失効後復活までの期間は専門医ではない。）

(研修施設の申請資格)

第9条 規則第17条に定める研修施設の認定は、次の各号に掲げる事項を満たさなければならない。

- (1) 指導医が1名以上いること。
- (2) 到達目標に掲げる能力が取得でき、家族性腫瘍の医療に関する臨床研修が可能であること。
- (3) 家族性腫瘍に関する医療を年間5例以上提供していること。
(なお、他施設から指導医が着任した直後で、当該施設に家族性腫瘍の医療に関連する過去の実績が無い場合、見込みの症例数をもって申請する。)

(研修施設の申請手続)

第10条 研修施設の認定を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類に所定の手数料を添えて、専門医制度委員会に提出しなければならない。

- (1) 研修施設認定申請書
- (2) 家族性腫瘍の研修指導体制（在籍する指導医・専門医・家族性腫瘍カウンセラー・家族性腫瘍コーディネーターなどの名簿）
- (3) 家族性腫瘍に関連する症例実績

(研修施設認定等に必要の手数料)

第11条 研修施設の認定等に要する費用は、次の各号に掲げるとおりとする。

- | | | |
|---------------|---------|--------|
| (1) 研修施設申請手数料 | 10,000円 | |
| (2) 研修施設認定手数料 | 10,000円 | (5年間分) |
| (3) 研修施設更新料 | 10,000円 | (5年間分) |

*一旦受領した費用は、返還しない。

(研修施設の更新手続)

第12条 規則第18条に定める研修施設の更新を受けようとする施設長は、次の各号に掲げる書類に所定の手数料を添えて、制度委員会に提出しなければならない。ただし、期限までに研修施設の更新手続を行わなかった場合は、研修施設の資格を喪失する。

- (1) 研修施設更新申請書
- (2) 家族性腫瘍の研修指導体制（在籍する指導医・専門医・家族性腫瘍カウンセラー・家族性腫瘍コーディネーターなどの名簿）
- (3) 家族性腫瘍に関連する症例実績
(過去5年間における家族性腫瘍に関連した診療実績)

(研修施設の研修指導体制変更手続)

第13条 規則第18条に定める研修施設の指導責任医(研修プログラム責任者)に変更があった場合、施設長は速やかに(3ヶ月以内)制度委員会に変更届けを提出しなければならない。

(研修施設の認定取消)

第14条 研修施設として認定された者が次の各号の一つに該当するとき、制度委員会は認定を取り消すことができる。

- (1) 認定を辞退したとき。
- (2) 規則第17条、規則18条に関連する事項に、事実と重大な相違が認められるとき。
- (3) 細則第13条の研修指導体制変更手続が適切に行われなかったとき。
- (4) 指導医が引き続き6ヶ月以上、不在のとき。

(在籍していても、何らかの理由で指導医が対面指導できない場合は、不在とみなす)

- (5) 日本家族性腫瘍学会理事会が研修施設としてふさわしくないと認めたとき。

(指導医の申請資格)

第15条 規則第20条に定める指導医の認定は、次の各号に掲げる事項を満たさなければならない。

- (1) 医籍登録後10年以上
- (2) 家族性腫瘍専門医取得後5年以上(家族性腫瘍専門医を維持していること)

(指導医の申請手続)

第16条 指導医の認定を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類に所定の手数料を添えて、制度委員会に提出しなければならない。

- (1) 指導医認定申請書
- (2) 履歴書
- (3) 医師免許証の写し
- (4) 家族性腫瘍専門医認定証の写し

(指導医認定等に必要な手数料)

第17条 指導医の認定等に要する費用は、次の各号に掲げるとおりとする。

- | | |
|--------------|---------------|
| (1) 指導医申請手数料 | 10,000円 |
| (2) 指導医認定手数料 | 10,000円(5年間分) |
| (3) 指導医更新料 | 10,000円(5年間分) |

*一旦受領した費用は返還しない。

(指導医の更新手続)

第 18 条 規則第 20 条に定める指導医の更新を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類に前条の手数料を添えて、制度委員会に提出しなければならない。ただし、期限までに指導医の更新手続を行わなかった者は指導医の資格を喪失する。

- (1) 指導医更新申請書
- (2) 医師免許証の写し
- (3) 家族性腫瘍専門医認定証の写し

(指導医の認定取り消し)

第 19 条 指導医として認定された者が次の各号の一つに該当するとき、制度委員会は認定を取り消すことができる。

- (1) 認定を辞退したとき。
- (2) 医師の資格を喪失したとき。
- (3) 日本家族性腫瘍学会の学会員でなくなったとき。
- (4) 規則 20 条に関連する事項と事実とに重大な相違が認められるとき。
- (5) 日本家族性腫瘍学会理事会が研修施設としてふさわしくないと認めたとき。

第 20 条 この細則の改定は制度委員会での決定により行うものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この細則は、2017 年 4 月 26 日から施行する。
- 2 この細則は、2017 年 9 月 26 日に改定し、同日から施行する。